

9 保証金及び支払条件

入札保証金	免除とする。
契約保証金	請負代金額の10分の1以上の額とする。ただし、財務規則第136条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
前金払	財務規則第83条の2第1項の規定により請負代金額の40%以内の額とする。
中間前金払	財務規則第83条の2第2項の規定により請負代金額の20%以内の額とする。
部分払	1回以内とする。

10 評価内容の担保

落札者が入札時に提示した次の項目のうち、評価された内容については、この工事の契約内容の一部として履行義務が生じる。

- (1) 企業の技術力に関する調書中「建設キャリアアップシステムの利用の有無」
- (2) 地域貢献等に関する調書中「市内業者の活用」
- (3) 施工計画に関する調書の記載内容

11 工事費内訳明細書

この入札には、工事費内訳明細書の提出を要する。

12 現場代理人

この工事の契約金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）となった場合は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当する。

ただし、現場代理人の常駐義務の緩和については「いわき市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」に示すとおりとする。

13 工事の区分

この工事は、災害復旧・復興工事に該当しない。

14 その他

- (1) 「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」「いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱」「いわき市低入札価格調査制度実施要綱」「いわき市郵便入札実施要綱」「いわき市建設工事に係る共同企業体取扱要綱」「いわき市建設工事に係る事後審査方式一般競争入札実施要領」「入札心得（総合評価・郵便用）」「いわき市発注の総合評価方式一般競争入札への参加の流れ」「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」に示すとおりとし、当該要綱、要領、心得及び手引き等は8に示す場所にて閲覧に供する。
- (2) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約権者等に対して、その旨を工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を契約権者へ通知すること。

15 問い合わせ先

いわき市財政部契約課 Tel0246(22)7419

「健康経営」 ふくしま健康経営優良事業所の認定取得の有無	1点	取得している 取得していない	1点 0点
---------------------------------	----	-------------------	----------

(4) 品質確保等の確実性（10点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
低入札調査基準価格以上の応札	5点	入札金額が基準価格以上である。	5点
		入札金額が基準価格未満である。	0点
施工計画の適切性			
工程計画	ア 工程計画の適切性 イ 工期短縮の工夫の有無 ウ その他有効な工夫の有無		
工程管理計画	ア 工程管理体制の適切性 イ 適切な工程管理方策の有無 ウ 予定外の事態発生時における適切な対応の有無 エ その他有効な工夫の有無		
品質管理計画	ア 品質管理体制の適切性 イ 品質管理水準の程度 ウ その他有効な工夫の有無		
出来形管理計画	ア 出来形管理体制の適切性 イ 出来形管理水準の程度 ウ その他有効な工夫の有無		
安全管理計画	ア 安全管理体制の適切性 イ 適切な労働災害及び事故防止対策の有無 ウ 適切な第三者安全対策の有無 エ 自然災害発生時における適切な対策の有無 オ その他有効な工夫の有無		
	上限 5点	各種管理計画の適切性、有効な工夫の有無等 内容により5点を上限として評価	0～5点